

(別紙)

プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 用語及び定義		
3.2 微量要素		
「微量要素」を「無機養分のうち、ホウ素、マンガン、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素及びニッケル」と定義しているが、ニッケルは、通常、注目しなくてよい元素であるのではないかとと思われる（通常の有機資材を使っていれば、まず不足する事はないのではないかとと思われる。）。 むしろ、必須的に着目すると、植物にも人体（ニッケルは金属アレルギー他アレルギー発生の大メジャーと言ってよい物質であるであろう。）にも害を及ぼすことのあるニッケルについて、不足しないように取組みが行われる事で、害の発生があってしまうのではないかという危惧すらする。 有機農産物のJASでは、「微量要素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）」と規定しているので、これに合わせて、「ニッケル」を削除してはどうか。	1	本JASでは、窒素成分はバイオマス由来であること、リン、カリウム、マグネシウムはバイオマス、鉱物資源又は海水由来であることと規定しています。一方で、バイオマス等によって供給することが難しく化石燃料等に依存せざるを得ない無機養分を明確にしておく必要があることから、微量要素の定義を規定しているところです。 プロバイオポニックス技術による養液栽培に用いられるバイオマス等からの供給が難しく、農産物の生育に必須な微量要素として、ホウ素、マンガン、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、塩素に加えて、ニッケルがあげられることから、本JASでは、微量要素としてニッケルを規定しているものです。